

平成28年1月から



後期高齢者医療制度の手続きにおいて
マイナンバー（個人番号）の記入
が必要になります。

平成28年1月から、番号制度が始まります。これからは、個人番号記入欄
がある申請書・届出書（※）に、あなたのマイナンバーを記入してください。

変更前

| 後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書 | | |
|---------------------|-----------|--------|
| 太枠の中を記入してください。 | | |
| 平成 | 年 | 月 日 |
| 窓口に来られた方 | 氏名 連絡先 | 本人との関係 |
| 被保険者番号 | | |
| (フリガナ) 氏名 | | |

変更後

| 後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書 | | |
|---------------------|-----------|--------|
| 太枠の中を記入してください。 | | |
| 平成 | 年 | 月 日 |
| 窓口に来られた方 | 氏名 連絡先 | 本人との関係 |
| 被保険者番号 | 個人番号 | |
| (フリガナ) 氏名 | | |

ご自身のマイナンバーは
「通知カード」や「個人番号カード」、
「個人番号が記載された住民票」で確認してください。
※被保険者証には記載されていません。

通知カード

個人番号 ○○○●●●○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県○市□町1-1-1

※通知カードは平成27年10月から、被保険者一人ひとりに市区町から送付
されます。手続きの際に必要なになりますので、申請窓口にご持参ください。

※資格異動届出書、被保険者証等再交付申請書、限度額適用認定申請書、基準収
入額適用申請書、高額療養費支給申請書、高額介護合算療養費支給申請書 等
(詳しくはお住まいの市区町の担当窓口にお問い合わせください。)

広島県後期高齢者医療広域連合